

公募要領

宮古島 SDGs 推進プラットフォーム構築・運営業務

令和3年5月

宮古島市

1. 目指すビジョン

令和元年度より、環境省の「環境で地方を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業」を通して、本市における地域循環共生圏(ローカル SDGs)構築に向け取り組んできた。

昨今の国際的な潮流である SDGs の推進においては、17番目のゴールである「パートナーシップ」で示されているように、産官民連携の取組が重要である。

本業務は、市民、民間事業者、行政が連携したプラットフォームを構築し、対話を通じた新たな視点で持続可能な島づくりに資するプロジェクトを創出することで、「千年先の、未来へ。」続く宮古島を目指すものである。

2. 業務の概要

市民一人一人が島の持続可能性を高めるための知識を持ち行動していくためには、まず本市における課題を自分事として認識することが重要である。

また、そのきっかけから始めた行動を様々な関係者と連携して深め、環境・経済・社会の相互向上に向けたプロジェクトを生み出すための場や仕組みの構築が必要であるため、本業務においてそのプラットフォームを構築する。

本プラットフォーム構築においては、農林水産、観光、金融など幅広いステークホルダーを巻き込んだ上で、

- ①SDGs プロジェクトのアイデアを支援・育成し、自立・自走できるプロジェクトとして創出する機能
- ②SDGs プロジェクトの創出の過程及び創出後の経過を情報発信し、さらなる支援や寄附に繋げる機能
- ③持続可能性が可視化できる指標の設定及び達成するための調査研究などのシンクタンク機能の3つの機能を柱に構築を図ることとする。(③は環境省の事業化支援事業との連携が想定される。)

3. 事業及び委託業務の内容

事業及び委託業務の内容については、別添の仕様書を参照して下さい。

4. 事業期間及び事業スケジュール

- (1) 委託業務の期間: 契約締結の翌日から令和4年3月31日(木)
- (2) 事業スケジュール ※スケジュールは、あくまで目安であり、変更となる可能性があります。

5月11日

企画提案募集開始

5月11日	～5月17日	質問票受付期間
5月18日		企画提案〆切
5月18日	～5月21日	審査・選定
選定後		契約手続き、業務着手
3月末		最終報告書

5. 事業の規模

委託業務の予算規模 2,636,590＝円(税抜き)を上限とします。

※消費税の取扱いに関しては、税率 10%とする。

6. 契約の条件

(1) 採択件数: 1件

(2) 委託契約の締結

採択された案件については、本市と提案者との間で、契約条件について協議の上、委託契約を締結します。契約形態は概算契約⁽¹⁾とします。

なお、契約締結にあたっては、本市の契約規則等に基づき手続きします。

⁽¹⁾契約金額が契約締結時には確定しておらず、概算額で契約し、履行が完了した段階で額を確定させるもの

(3) 一般管理費

➤ 一般管理費の積算については、以下の計算方法により算出します。

$$\text{一般管理費} = \text{直接経費} (\text{I. 人件費} + \text{II. 事業費}^{(2)}) \times \text{一般管理費率}$$

⁽²⁾旅費、会議費、謝金、備品費、消耗品費、外注費、印刷製本費、補助員人件費、その他諸経費のこと

➤ 一般管理費率は 10%以下とします。ただし、特殊要因等がある場合は、協議の上一般管理費率を決定します。

7. 委託業務の成果物

成果報告書(紙媒体:正1部、副1部、及び電子データ)を提出する。なお、経費の支出状況をまとめた実績報告書1部(支払いの事実を証する書類を添付)を併せて提出する。

8. 成果物の諸権利の帰属

本業務の履行にあたり本市に納入された成果物の著作権は、本市に帰属するものとします。

9. 納品物の情報について

納品物の情報については、今後の事業計画において活用し、市から広報される場合があります。第三者の情報を活用される場合には、全ての情報の出典元または著作者及び使用許諾の有無について明記して下さい。

10. 応募資格

以下の要件を満たす事業者とします。

- ①実施者(連名提案の場合は代表提案者)は日本法人(登記法人)であり、本事業に関する契約を本市と直接締結できる事業者であること。
- ②連名提案の場合は、代表提案者及び共同提案者の役割分担を明確化し、体制図等に明記すること。
- ③実施者は提案する事業のすべてについて、遂行するために必要な能力、知見、組織・人員・実施体制、経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。

※応募資格を有しない者の提案書、又は不備がある提案書は受理できません。再度提案書を提出する場合は、公募締切日までに提案書を修正・再提出する必要があります。

11. 応募方法

下記の書類を一つの封筒に入れ、「12. 締め切り、提出先」に基づいて、ご提出下さい。申請書と提案書はダウンロードしたものをご使用下さい。

- ・企画申請書(様式1):正1部、副8部
- ・企画提案書(様式2)、工程表(別紙1):正1部、副8部
- ・納税証明書(市内に本拠のある法人のみ):1部
- ・登記事項証明書(履歴事項全部証明書):1部
- ・印鑑証明書:1部

※各証明書は、いずれも発行後3か月以内のものを提出すること。

(注)

- ①企画提案書の事業費内訳については、人件費、直接経費(外注費、旅費、謝金等)の内訳を明確にして下さい。(なお、直接経費から人件費への流用は原則認められません。)
- ②提案書類は返却しません。
- ③機密保持には十分配慮します。
- ④企画提案書の内容について、ヒアリング行う予定とする。

12. 締め切り、提出先

①公募期間

公募開始日 令和3年5月11日(火)

公募締切日 令和3年5月18日(火) (17時必着)

②提出先

宮古島市役所企画政策部エコアイランド推進課 宛

〒906-8501 沖縄県宮古島市平良字西里1140番地

宮古島市役所 2階

13. 事業者選定について

(1) 審査基準

- ①提案内容が本事業の目的に合致していること。
- ②提案された実施方法が、現場の実態に即していること。
- ③実施内容に対する費用が妥当であること。
- ④同等規模の事業実績を有するか、本事業を遂行する能力があることを客観的に示せること。
- ⑤応募資格を有していること。

(2) 選定プロセス

- ①選定は書類審査を行った後、選定委員会により行います。
- ②選定は5月第4週を目処に行います。選定の可否については、本市から連絡を行います。

なお、選定された事業者との協議が整わず、契約締結に至らなかった場合は、審査結果において、第2となった提案者と契約に向けた協議を行う可能性があります(当該協議が整わなかった場合、次候補との協議を行うものとする)。

14. 問い合わせ先

本公募に関するお問い合わせは、質問票に記入の上、下記まで電子メール、または FAX にてお願い致します。質疑に関する内容については、必要に応じて質問内容および回答をホームページに掲載することがあります。

宮古島市役所 企画政策部 エコアイランド推進課 担当:友利

電子メール: ts.ecotown@city.miyakojima.lg.jp

※電子メールを送信する際は、「@」を半角に変換してお送りください。

FAX: 0980-72-3795